

令和8年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市まちなか交流広場の管理運営費	政策企画課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一般財源
322	令和9年度～10年度					322

[事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の総意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

[事業の内容]

指定管理者に鳥取市まちなか交流広場の管理を委託する。

指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。

- ・施設、設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、植栽管理等）
- ・施設使用に関する業務
- ・その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

[これまでの関連する取組]

近年、賃金水準及び物価指数の大幅な上昇が続いていることから、適切な価格転嫁を実現する観点から、本市指定管理施設において指定管理料の見直しを行い適切な指定管理料の設定をする。

指定管理者 一般財団法人鳥取市教育福祉振興会

指定期間 令和8年3月1日から令和11年3月31日

現行指定管理料	R7	816千円	R8	8,552千円	R9	8,593千円
	R10	8,593千円				
	計	26,554千円				

変更後指定管理料	R7	829千円	R8	8,713千円	R9	8,754千円
	R10	8,754千円				
	計	27,050千円				

※令和7年度分は2月補正予算、令和8年度分は当初予算に計上

[今後の取組]

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

令和8年4月 年度協定書の締結